

**エスカレーターの転落防止対策に関する
ガイドライン
(案)**

平成29年〇月

国土交通省住宅局建築指導課

エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン

I. はじめに	2
1. ガイドライン策定の経緯	2
2. 側面からの転落防止対策について	2
3. 個別の建築物の特性として想定されるリスク	3
(1) 利用者特性から生じるリスク	3
(2) 設置環境から生じるリスク	3
4. エスカレーターからの転落防止対策	3
(1) 建築計画による対策（ハード対策・ソフト対策）	4
(2) エスカレーターへの物理的な対策（ハード対策）	4
(3) エスカレーターへの運用上の対策（ソフト対策）	4
5. エスカレーターの安全な利用法の普及	4
II. 転落防止対策の具体的事例について（個別の建築物における対策）	5
1. 建築計画による対策	5
(1) エスカレーターの設置計画上による対策	5
(2) 人が滞留しないような動線計画による対策	5
2. エスカレーターへの物理的な対策（ハード対策）	5
(1) 側面への転落防止板（落下防止板）の設置	5
(2) ハンドレール付近の誘導手すりの設置	10
(3) 駆け上がり防止板等の設置	11
3. エスカレーターの運用上のソフト対策の工夫	12
(1) サイン表示や音声案内	12
(2) 警備員や誘導員の配置	12
(3) 運行面での配慮	13
III. エスカレーターの利用者に対する安全教育等の事例について	14
1. (一社)日本エレベーター協会や各施設事業者の取り組み	14
2. 国内の製造事業者の取り組み（製造事業者）	15
3. 国内の行政庁の取り組み事例（千葉市）	16
4. 海外の取り組み事例①：ニューヨーク市	17
5. 海外の取り組み事例②：韓国	19
IV. (参考) エスカレーターの転落防止対策について（答申）	21

1. はじめに

1. ガイドライン策定の経緯

平成 27 年 6 月、消費者安全調査委員会から、平成 21 年 4 月に発生した東京都港区区内複合ビルのエスカレーター転落事故について、エスカレーターの設置環境や周辺環境を踏まえた様々な人の行動を想定し、事故の発生をより広くかつ確実に予防する適切な安全対策を講じることが必要との観点から、エスカレーター側面からの転落を防止するためのガイドラインを策定し、法的整備も視野に入れて関連事業者による遵守を徹底させることなどについて意見された（消費者安全衛生法第 24 条第 3 項に基づく事故等原因調査報告書 平成 21 年 4 月 8 日に東京都内で発生したエスカレーター事故（平成 27 年 6 月公表））。

これを受けて、国土交通大臣が社会資本整備審議会に対し、「エスカレーター側面からの転落を防止するためのガイドラインを策定し、関連事業者による遵守を徹底させることなどエスカレーターの転落防止対策について、ガイドライン策定の必要性や建築基準の見直しの要否を含め検討する」ことについて、諮問した。

本件事故については、国土交通省社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会により調査が行われ、本事故は、エスカレーター自体の不具合や乗場周辺の安全対策の欠如に起因するものではなかったとの結論を得ている（「東京都内エスカレーター事故調査報告書」（平成 26 年 10 月公表））。

審議会において、側面からの転落防止対策については、個別の建築物ごとに、その利用者などの建築物自体の特性によるリスクを想定した上で、設計者、建築物の管理者等により講じられるべきである一方で、想定するリスクや安全性向上の方策を、設計者、建物管理者等の判断材料となるよう、ガイドラインとして国土交通省が示し、周知を行うことは有意義であるとされた。

本ガイドラインは、社会資本整備審議会において取りまとめられた答申により国土交通省が示すべきとされた、設計者、建築物管理者等がエスカレーター側面からの転落防止対策を講じる場合の参考となる情報について取りまとめたものである。

2. 側面からの転落防止対策について

側面からの転落防止対策については、個別の建築物ごとに、その利用者などの建築物自体の特性によるリスクを想定した上で、それに対するソフト面の対策も含め、建築基準法令に定められた対策に付加した一定の措置が設計者、建築物の管理者等により講じられるべきである。このため、設計や管理にあたって、以下の事項について、個別の建築物ごとに実施されることが必要である。

○利用者特性から生じるリスクの検討

○エスカレーターの設置環境から生じるリスクの検討

○リスクに対する配慮が必要な場合には、想定されるリスクに対し、建築基準法令で定められた安全対策に付加して、「建築物計画による対策」、「物理的なハード対策」、「運用上のソフト対策」を組み合わせる実施することの検討

具体的な対策は各建築物の特性を踏まえ、「II 転落防止対策の具体的事例につ

いて」を参考に、それぞれの設計者や管理者が責任を持って措置すべきである。また、柔軟に対応することで、イベント等で一時的に生じるリスクにも対応しやすくなることも期待できる。

3. 個別の建築物の特性として想定されるリスク

(1) 利用者特性から生じるリスク

エスカレーター側の側面からの転落について、利用者特性により想定されるリスクとは、過去の事故事例から見て、下記の事例に示すとおり、判断能力が未熟な者の利用や、一時的に判断力が低下した者の利用が想定される場合等において生じるもので、これらにより予見されうるリスクに対して安全対策として一定の配慮が有効である。

- 判断能力が未熟な者の利用が想定される建築物の用途の場合
 - ・ 予測できない行動やいたずら等によるリスク
 - ・ 脇見等の不注意によるリスク 等
- 一時的に判断力が低下した者の利用が想定される建築物の用途の場合
 - ・ 運動能力の低下によるリスク
 - ・ 不注意や予測できない行動によるリスク 等
- その他
 - ・ 一般開放イベント等、想定外の利用者が見込まれる場合のリスク 等

(2) 設置環境から生じるリスク

設置環境から生じるリスクとは、下記の事例に示すとおり、エスカレーター自体の構造上の特性によるものではなく、高低差の大きい吹き抜けに面する場合、乗降口等のスペースが不足する場合等、個別の設置環境により生じるもので、これらについては転落のリスクだけでなく転落時に重篤事故となるリスクにもなり得ることから、予見されうるリスクについて一定の配慮が有効である。

- エスカレーターが高低差の大きい吹き抜けに面する場合
 - ・ 側面からの転落した際に重篤事故となる等のリスク 等
- 乗降口等のスペースの不足、動線の交錯、昇降方向が不明確な場合等（エスカレーターが自動運転の場合等）
 - ・ 利用者どうしの接触等により不測の行動となるリスク 等

4. エスカレーターからの転落防止対策

3. で述べたリスクに対して、エスカレーターの転落防止対策として、実現する方法は、大きく次の3点があり、実際的手段については、設計者、建築物の管理者の選択と組合せによることが適切である。なお、リスクに対し、一定の予防措置として、危険を覚知して回避行動を取らせる、事前に危険な場所を知らせるといったものも対策となり得る。

これらについては、次章において、参考情報として、個別の建築物で実施されている対策を整理している。

(1) 建築計画による対策（ハード対策・ソフト対策）

エスカレーターの設定位置への配慮（揚程が2階分以上のエスカレーターは設置位置を検討する等）、人の動線計画の配慮、十分な滞留スペースの確保、見通しをよくすること等により、転落防止や重篤事故の防止に資することが可能。

(2) エスカレーターへの物理的な対策（ハード対策）

転落防止板（落下防止板）、誘導手すり、駆け上がり防止板等の設置等により、転落防止に資することが可能。ただし、設置により新たなすき間等のリスクが生じるおそれがあること、転落防止板（落下防止板）の後付け設置にあたってのトラス等の強度不足、保守作業を行うスペースの不足等が生じるおそれがあるため、設置方法に配慮を必要とする。

(3) エスカレーターへの運用上の対策（ソフト対策）

建築計画や機械的なハード対策を補うものとして、また、これらの措置では担保できない利用者への適切な行動を促すため、利用者へのサイン表示、音声案内、警備員や誘導員の配置、運行速度の調節等、予見されうるリスクに応じた配慮を行うことで、転落防止に資することが可能。

5. エスカレーターの安全な利用法の普及

側面からの転落のみならず、事故対策としては利用者自らが安全な利用法を理解することが、事故を減らす最も効果がある対策であることから、設計者、所有者、管理者、製造者、保守点検業者、行政すべての関係者は、利用者に対し、安全な利用法の周知、普及に積極的に取り組む必要がある。本ガイドラインは、安全な利用法の普及に関係者が積極的に取り組むための、参考となる情報を取りまとめ、提供するものである。

II. 転落防止対策の具体的事例について（個別の建築物における対策）

本章は、設計者、建築物の管理者等の実務者に対する参考情報として、各事業者等が行っているエスカレーターの転落防止対策で有効と考えられるものの具体的事例を示すものである。

個別の建築物においては、これらの事例を参考に対策が講じられるべきである。

1. 建築計画による対策

建築計画においては、設置場所や動線計画において、転落した時の重篤化を防止するための設置計画による対策や、人が滞留し、転倒事故等を防止するための動線計画による対策が有効である。

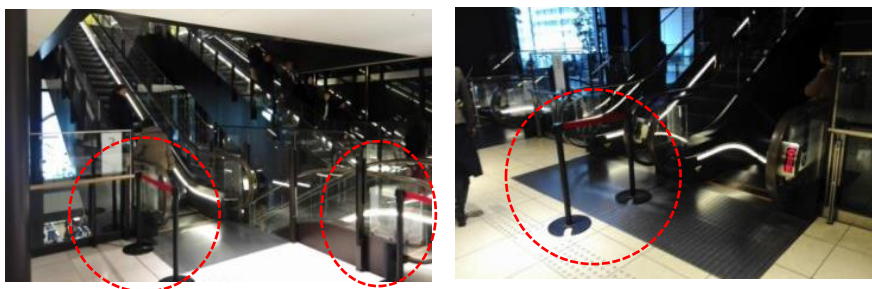
(1) エスカレーターの設置計画上による対策

揚程が2階分以上のエスカレーターについては、吹き抜けに面さない場所に設置する等の建築計画による対策（写真）。



(2) 人が滞留しないような動線計画による対策

可変式のベルトパーテーション等を混雑時等に柔軟に配置し、人が滞留しないような動線計画による対策を行う（写真）。



2. エスカレーターへの物理的な対策（ハード対策）

転落防止対策として、エスカレーターにおいては、転落しそうになる前に回避行動を取らせるための転落防止板や、乗降口への誘導手すりの設置、外側を登ることを防ぐ駆け上がり防止板などの対策が有効である。

(1) 側面への転落防止板（落下防止板）の設置

①転落防止板の設置について

面している吹き抜けの高さや奥行幅等を踏まえ、設置について検討する必要がある。

<例>

- ・転落防止板の設置を要する吹き抜けの奥行幅の基準について、具体的に「200mm以上」や「400mm以上」と数値を定めている*。
- (※ 設計者や建築物の管理者等において、事業者毎に社内基準として独自に定めているもの。以下同じ。)
- ・具体的な基準を定めず、建築物ごとに個別判断を行っている。

②転落防止板の高さについて

転落防止板については、踏面や床面からの高さを踏まえ検討する必要がある。

<例>

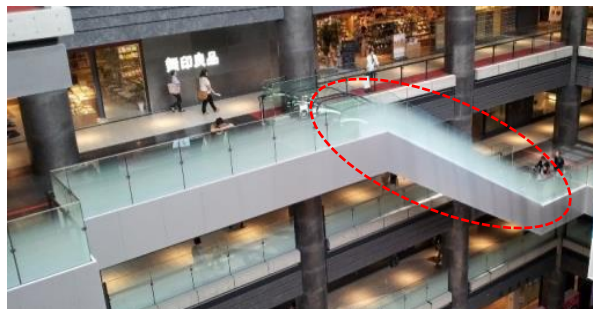
- ・一律に数値を定めるのではなく、「1,100～1,400mm」や「1,450～1,600mm」の間で、建築物ごとに個別判断を行っている。
- ・商業施設の場合、階別に転落防止板の高さの最低基準を定めている（1～2階までの高さは「1,250mm以上」、3階以上については「1,700mm」）。
- ・ハンドレール高さを基準に「+300mm」程度を、転落防止板の高さの基準と定めている。

③転落防止板の使用部材について

使用部材について検討する必要がある。アクリル板やポリカ板の使用例が多く、ガラス板の場合は割れた場合の飛散防止の配慮が必要である。

<例>

- ・「アクリル板 8t」と定めている。
- ・「ガラス板」を使用する場合、割れた際に飛散する恐れがあるため、「アクリル板」や「ポリカ板」を使用している。
- ・「アクリル板」を使用する場合、静電気で汚れやすく、また傷付き易いことから清掃の手間がかかるという留意点がある。
- ・オフィスビルや商業施設等で意匠性を考慮する場合、バルコニー手摺りと同じ仕様で「ガラス板」を使用する傾向があり、その場合、飛散防止のため、合わせガラスや強化ガラス、また飛散防止フィルム等の措置を行っている(写真)。



④転落防止板の強度について

転落防止板の強度について検討する必要がある。手すりの強度などが参考になる。

<例>

- ・「アクリル板」や「ポリカ板」を使用する場合、バルコニー手摺り等のように人の衝突荷重までは見込んだ耐荷重となっていないため、人の転落を完全に防止できないが、バランスを崩した際の「つかえ」になることから、転落防止としての機能は一定程度果たす。
- ・バルコニー等の手すり強度と同じ値（例えば1,500N/m以上）としている。
- ・「ガラス板」を使用する場合は、バルコニーの手すり等の検討の際に使用する優良住宅部品評価基準（一般財団法人ベターリビング）を参考としている。なお、ガラスの重量によりエスカレータートラス材の鋼材を厚くする等の措置が必要な場合がある。
- ・エスカレーター及び動く歩道の周辺部の安全対策と管理に関する標準（JEAS-422（標 13-02））に規定されているエスカレーター間の隙間の転落防止板の規定（概ね 500N の外力が作用しても破損しない構造）の考え方を準用して、側面の転落防止板の仕様を定めている。

⑤転落防止板のその他の配慮について

落下防止板間の隙間等について配慮しておく必要がある。

<例>

- ・子供の指挟まれ防止のため、コーキング、フラットバー、透明テープ等により、隙間を塞ぐ処理を行っている（写真）。



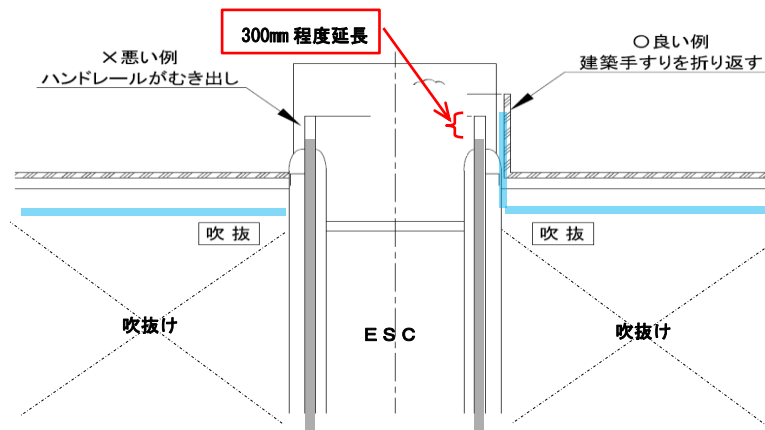
- ・側面板を曲面とし、物が置けないような形状としている（写真）。



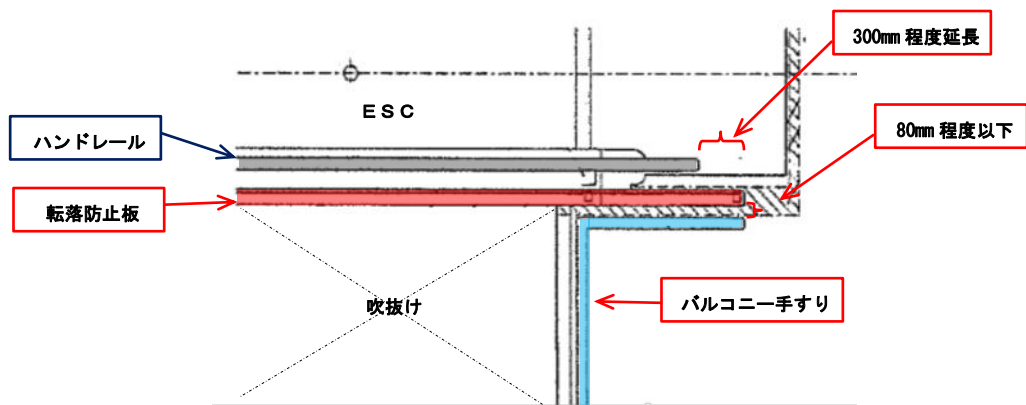
- ・1F部分の側面板について、子供等のいたずらにより壊れないように鋼材補強を行っている（写真）。



- ・利用者のハンドレール乗上げ防止を兼ねるため、吹抜けに面したバルコニー手すりについて、ハンドレールと平行に折返し、ハンドレール端部より水平方向に300mm程度延長している（図）。



- ・利用者のハンドレール乗上げ防止を兼ねるため、中間階及び最上階の端部における転落防止板については、ハンドレール端部より水平方向に300mm程度延長する。また吹抜けに面したバルコニー手すりを延長し、落下物防止柵に平行に設置することや、転落防止板とバルコニー手すりの隙間（内法）は80mm程度以下としている（図）。



- ・エスカレーターが交差配置している場合において、最上階の下りエスカレーターには、隣接する上りエスカレーター上への落下や飛び乗り防止のため、落下防止フェンスを部分的に設置している（写真）。



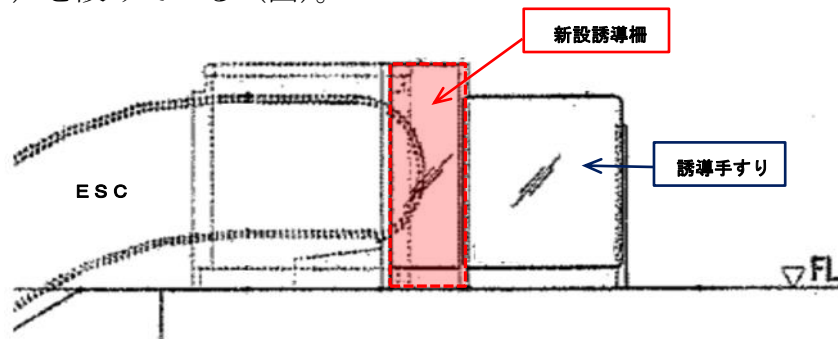
⑥既設エスカレーターへの対応について

- ・人の転落防止を主目的として、一定の高さを超える部分に「アクリル板」を設置している（写真）。



※既設エスカレーターへの設置については、エスカレーター本体から下地を持ち出すことによる施工の手間（外装撤去等）や強度確認が必要である。

- ・既設施設で落下防止板が設置されていない場所に対する安全対策は、中間階及び最上階の乗降口に、ハンドレール乗り上げ防止のための新設誘導柵（H≧1,100mm）を設けている（図）。



(2) ハンドレール付近の誘導手すりの設置

①誘導手すりの設置の要否について

不特定多数の利用が見込まれる商業施設などの場合は、検討が必要であると考えられる。

<例>

- ・商業施設や不特定多数の利用者が見込まれる建築物の用途の場合は、誘導手すりを設置している例が多い。
- ・最上部については、上り下りのどちらにも子供のハンドレールへの接触防止のために設置を行っている。
- ・誘導手すりの代わりにロープ等により誘導を行っている。しかし、視覚障害者は捕まることができないことを考慮する必要がある。

②誘導手すりの設置位置や高さについて

設置位置について検討する必要がある。ハンドレールの高さ及び方向に配慮する必要がある。

<例>

- ・エスカレーターの乗降口の誘導手すりに関する標準（JEAS-524（標 06-02））での規定（800～1,100mm）を参考とし、ハンドレールの高さに揃えている。また、誘導手すりの設置位置についても、基本的にハンドレールの直線となる位置に設置する。

③誘導手すりの使用部材について

使用部材について検討する必要がある。

<例>

- ・フレーム（SUS38φ）に透明アクリル 6～8t を取付け、サイン表示板と兼用している。

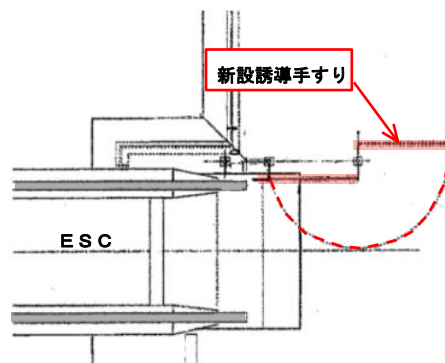
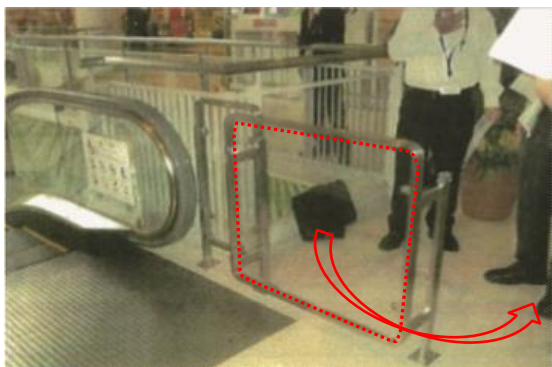
④誘導手すりのその他の配慮について

<例>

- ・ユニバーサルデザインを兼ねて、老人、弱視者への配慮としてエスカレーターへの両側に設置している（高さはハンドレール高さと統一）（写真）。



- ・混雑時等の様々な利用状況に対応できるように、180°可動できる誘導手すりを設置している（写真・図）。



- ・誘導手すりのフレーム内を空洞にしないよう、アクリル板等で塞ぎ、子どもが遊ばないように注意事項等のサインを貼っている。
- ・利用者の衣服や荷物等が引っかからないような形状としている。
- ・ハンドレール周囲には、植栽などにより子どもが近づけないようにしている。

（3）駆け上がり防止板等の設置

駆け上がり防止板の設置については、最下階など駆け上りのリスクが高い場所において検討する必要がある。

<例>

- ・最下階の側面には、一定の高さ（2,000～2,200mm程度）までの駆け上がり防止板の設置を行っている（写真）。※部材はアクリル製等



駆け上がり防止板



駆け上がり防止板（既存改修の場合）

3. エスカレーターの運用上のソフト対策の工夫

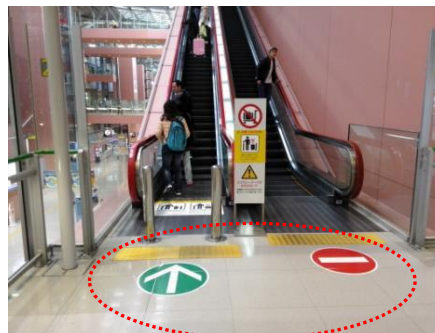
利用者への注意喚起や、利用者を想定して運行方法を工夫することも有効である。

(1) サイン表示や音声案内

進行方向（昇降方向）をわかりやすく明示して誤進入・転倒を防ぐほか、正しい乗車姿勢で乗ることなどをアナウンスし、正常な使用を促すことが有効である。

<例>

- ・エスカレーターの進行方向がひと目で分かるよう、サイン表示を行っている(写真)。



- ・エスカレーターや建築物側にあらかじめ音声案内機能を埋め込んでいる(写真)。



(2) 警備員や誘導員の配置

混雑時や子どもや高齢者等、特定の利用者が想定される建築物の用途においては、必要に応じて警備員や誘導員を配置し、通常の使用状態へ導くことが有効である。

<例>

- ・警備員や誘導員を乗場付近に配置する(写真)。



(3) 運行面での配慮

利用者を想定して、これに応じた運行速度とすることや、利用が集中することが想定される場合に利用方法を管理することが有効である。

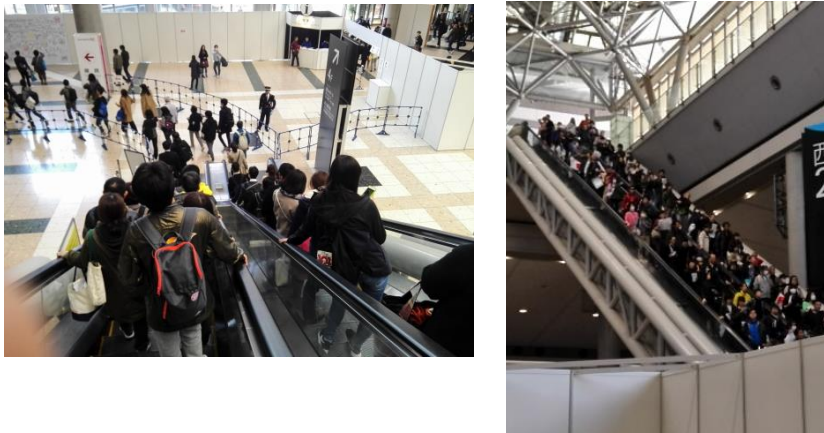
① エスカレーターの運行速度の調節等の例

子どもや高齢者にとって、通常で速度で運行するエスカレーターは乗ることが難しいことを踏まえ、速度を遅くする取り組みが行われている（写真）。



② イベント時の2列運行及び歩行禁止による運用の例

大規模集客施設においては、イベント開催時には多くの来場客を捌く必要が生じることから、エスカレーターの片側を明ける慣習を禁止し、両側に立つ2列運行、及び歩行禁止を実施している（写真）。



Ⅲ. エスカレーターの利用者に対する安全教育等の事例について

転落事故を踏まえ、エスカレーターにおける事故を防止するためには、正しい乗り方が守られることが重要である。このため、各種団体や製造者において、安全教育を実施することが有効である。

本章は、すべての関係者に対する参考情報として、各事業者等が積極的に取り組んでいるエスカレーター利用者向けの安全教育等の事例を示すものである。

1. (一社)日本エレベーター協会や各施設事業者の取り組み

○エスカレーター「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーンの実施について

エレベーター協会や施設事業者が中心となり、エスカレーター利用者に対してエスカレーターの安全な利用を呼び掛ける「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーンという啓発活動が毎年実施されている（平成 28 年は 7 月 19 日～8 月 31 日に実施）。



〈平成 28 年エスカレーター「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーン〉

- 1 キャンペーン期間：2016年7月19日（火）～8月31日（水）
- 2 実施事業者：全国鉄道事業者51社局、商業施設、森ビル、羽田空港、成田空港、(一社)日本民営鉄道協会、(一社)日本地下鉄協会、(一社)日本エレベーター協会、川崎市、千葉市
- 3 後援：国土交通省、消費者庁
- 4 キャンペーン内容：ポスターの掲出、ディスプレイ広告の掲載、ポケットティッシュ配布等

当キャンペーンは平成 21 年から実施されており、当初は J R 東日本が単独で行ってきたが、全国の鉄道事業者等とともにキャンペーン化したのは平成 25 年度から（全国展開として今回は 4 回目）。

※国土交通省としても、このキャンペーンに協力することにより、エスカレーターの利用時の安全向上に努めている。

※参考 URL：http://www.n-elekyo.or.jp/docs/20160712_EscalatorCampaign.pdf

2. 国内の製造事業者の取り組み（製造事業者）

- 昇降機の安全な利用の促進を目的とした、エレベーター・エスカレーター安全キャンペーン※を1980年より全国各地で開催している。
- ※子供や高齢者・障害者の方々などを対象とした「利用者説明会」や、マンションやビルのオーナー・管理者の方々へ日常の管理方法や災害時の対応を説明する「管理者説明会」等を実施。



毎日乗るから、安全に利用してほしい。

- HPにおいても、キャンペーンで使用している子ども向けの紙芝居やクイズを掲載し、正しい利用方法等を解説した子ども向けリーフレット等も公開している。



▶ 紙しばいを見る!

〈紙芝居〉

実際に安全キャンペーンで使用しているものを映像化したもの。



▶ クイズにちょうせん!

〈クイズ〉

正しい乗り方に関するクイズ。5問正解するとPCで使えるメモ帳のプレゼント有り。



〈リーフレット〉

正しい利用方法やマナーを解説した子ども向けリーフレット

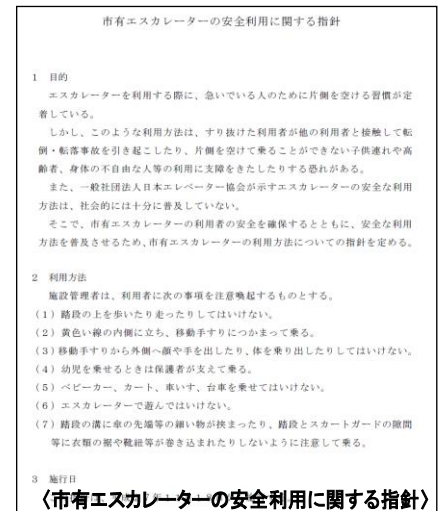
※参考 URL : http://www.meltec.co.jp/corp_inf/anzen/index.html

3. 国内の行政庁の取り組み事例（千葉市）

○エスカレーター利用者の安全を確保するとともに、安全な利用方法を普及させるために、エスカレーターの安全利用に関する取り組みを行っている。

【市有エスカレーターの安全利用に関する指針を策定】

○市有エスカレーターの安全利用に関する指針を策定し、周知活動を行っている。

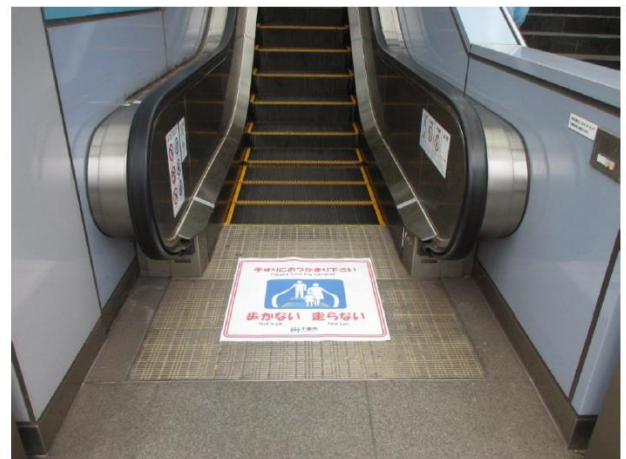


【市有エスカレーターへの PR シートの貼付け】

○市有エスカレーター63 台を対象に、エスカレーターの安全な利用方法を図示した PR シートをエスカレーターの乗口の床に貼付して利用者へ注意を促している。



〈PRシート〉



〈貼付イメージ〉

【「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーンへの参加】

○市が所有するエスカレーター周辺にキャンペーンポスターを掲出し、朝の通勤時間帯に啓発用ポケットティッシュの配布や各区役所に啓発用ポケットティッシュを配架する等の活動を行っている。

【民間のエスカレーター所有者への呼びかけ】

○市内の民間が所有するエスカレーターについて、定期検査報告時や昇降機等定期検査報告実務者講習会を通じて、所有者に対し指針の理解とエスカレーターの安全利用に関しての協力を呼びかけている。

※参考 URL : <https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/kanri/eshokoukinshi.html>

4. 海外の取り組み事例①：ニューヨーク市

子どもに向けた昇降機の安全利用に係るマナー周知・啓発の取り組み

- アメリカ合衆国・ニューヨーク市建築部では、エレベーター及びエスカレーターの事故予防策として、市の職員が学校を訪問し、子どもたちにエレベーター及びエスカレーターの安全な利用方法に係るマナー周知・啓発を行う教育プログラム“ the Safe-T Rider Program”に取り組んでいる。
- この教育プログラムは、昇降機の業界団体により設立された非営利団体「エレベーター・エスカレーター安全財団 (EESF) ※」が開発しているプログラムで、ニューヨーク市では、EESF から提供される教育素材を活用して、ポスターなどを作成している。安全週間の際には、市の職員が小学校を訪れ、エレベーターに乗っている際に非常停止した場合、どのように行動すべきかなどについて子どもたちに説明している。
- ニューヨーク市では、いたずらによる故障や正しい使い方がなされないことによる事故が多いことから、こうしたマナー教育に力を入れている。子どもにも分かりやすいパンフレットを学校で配布することで、パンフレットを持ち帰った家庭内でマナーに関する話題を共有することで、子どもを含む多くの市民に対してのマナー周知・啓発に繋がると考えている。

■ニューヨーク市による取り組み



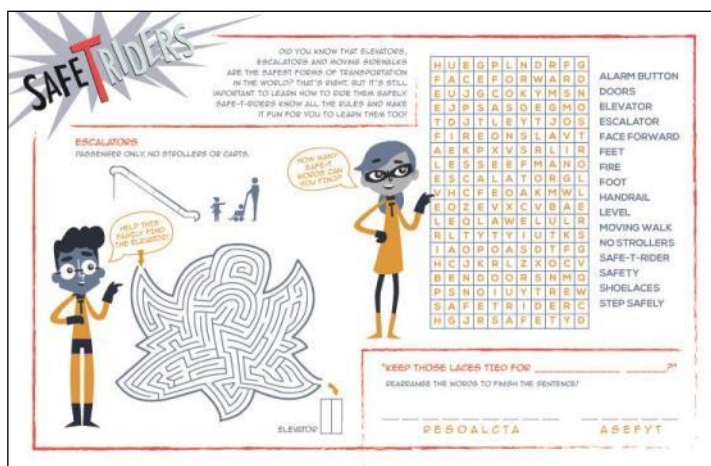
ニューヨーク市が実施した小学校でのマナー教育の様子。
着ぐるみを着たキャラクターが安全利用マナーについて説明している。

*EESF による子ども向け教育プログラム“ the Safe-T Rider Program”の詳細については、下記サイトに掲載されている。
<http://www.eesf.org/safety/safetyeducation/safe-t-rider-elementary-classroom-program/>
http://www.nyc.gov/html/dob/html/news/pr_10th_elevator_safety_week.shtml(ニューヨーク市での取り組み)

■EESF が提供している教育プログラム素材



キャラクターを使って安全な利用方法を呼びかける動画



ゲームをしながら安全マナーを学ぶ教材。エスカレーターに乗る際には、靴ひもにも気を付ける、カートに乗せない、などの注意書きが書かれている。

5. 海外の取り組み事例②：韓国

韓国昇降機安全公団による子どもを対象とした昇降機利用の安全教育の取り組み

○韓国昇降機安全公団^{※1}は、毎年増加している昇降機事故を減らすためには、子どもを対象とした早期教育が何よりも重要であるとの考えから、子どものための多様な教育プログラムを介して昇降機利用上の安全意識を高める取り組みを行っている。

※1：2016年7月に、韓国昇降機安全管理院と韓国昇降機安全技術院が統合し設立された、昇降機専門の政府関連機関。昇降機に関する検査や情報管理のほか、調査研究、技術開発、教育等を行っている。

【韓国子ども安全教育館での安全教育の実施】

○ソウルにある「韓国子ども安全教育館^{※2}」に、エレベーター安全体験コーナーを設置し、5～7歳の未就学児、小学校1～2年生を対象に、早期安全教育を実施。

※2：「韓国子ども安全教育館」は、韓国子どもの安全財団が運営する施設。韓国子どもの安全財団は、子どもの安全保護を目的として、交通安全や食生活安全、災害時対応等に係る安全教育文化事業や研究開発事業を行うNGO。2000年設立。

○15人程度が同時に搭乗することができる教育用のエレベーター体験装置が設置されており、搭乗体験を通して、エレベーターの正しい利用方法や安全上の注意、故障時や緊急停止時の対処方法などを学ぶことができる。韓国子どもの安全財団所属の専門講師が、エレベーターの安全利用の基礎的なマナーや安全規則を説明する。

※出典：韓国子ども安全教育館へのヒアリング、HP (<http://www.isafeschool.com/>)

国民日報によるニュースほか (<http://www.ikld.kr/news/articleView.html?idxno=453>)



韓国子ども安全教育館フロアマップ (子ども安全教育館HPより)

【訪問子どもエレベーター安全体験教室の開催】

- 旧韓国昇降機安全管理院は、2015年、訪問による安全体験教室「訪問子どもエレベーター安全体験教室」を開催。
- この訪問教室は、昇降機安全管理院が自治体とともに、未就学児や小学生と同伴の保護者を対象に開催する教室で、エレベーター及びエスカレーターの正しい利用方法やエレベーター停電時の閉じ込め事故の対処方法等を学ぶもの。



2015年に開催された訪問子どもエレベーター安全体験教室の様子

IV. (参考) エスカレーターの転落防止対策について (答申)

(略)